

杉並区介護保険条例の一部改正について

令和 8 年第 1 回区議会定例会で議決を得た標記の条例の改正概要を報告します。

1 改正の趣旨

- 令和 7 年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引上げ（55 万円→65 万円）により、第 9 期介護保険事業計画（令和 6～8 年度）における保険料収入に一時的な不足が生じないよう介護保険法施行令の一部が改正された。
- このことに伴い、令和 8 年度の保険料算定方法の特例（給与所得控除が従前のままとして保険料を算定）を定める等の条例改正を行った。

2 主な改正の概要

- 令和 7 年の給与等が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満の第 1 号被保険者について、令和 8 年度の保険料算定に当たっては、給与所得控除額の引き上げ分を加算した額を用いる。（附則第 12 条）
- 第 1 号被保険者の属する世帯内に、給与所得控除後の最低保障額の引き上げにより令和 8 年度の特別区民税が非課税となった者がいる場合、その者は、第 1 号被保険者の令和 8 年度の保険料算定に当たり令和 8 年度の特別区民税が課されている者とみなす。（附則第 13 条）

3 施行日

- 令和 8 年 4 月 1 日